

2. 判決の内容

旧取締役6名全員について、賠償責任を認め、下記の請求が認容されました。

旧取締役の氏名	認 容 額
下 山 敏 郎	100,000,000 円
岸 本 正 壽	100,000,000 円
菊 川 剛	58,785,968,936 円
山 田 秀 雄	58,785,968,936 円
森 久 志	58,785,968,936 円
中 塚 誠	29,860,000 円

(注1) 旧取締役下山 敏郎は死亡しており、3名の相続人が被告となっています。

(注2) 上記認容額は、上記訴訟のほか、当社株主が共同訴訟参加した事件（両事件は併合されています。）における請求についての認容額となります。

(注3) 各責任原因ごとに責任ありとされた複数の被告の債務は連帯債務となりますので、当社が上記の各旧取締役から支払を受けられる金額の合計は、上記認容額の合計ではなく、金58,785,968,936円（およびこれに対する遅延損害金）が上限となります。

3. 今後の対応等

今後の対応につきましては、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議のうえ決定いたします。

なお、当社業績への影響は現時点では未確定ですが、今後、開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

以 上